

高齢者の居住安定確保プラン(改定)について(概要)

確保プランとは

- 高齢者の居住の安定確保に向け、住宅施策と福祉施策が連携し、総合的・計画的に施策を推進するための**基本的な方針と実現のための施策**を示した計画
「高齢者住まい法」第4条に基づく高齢者居住安定確保計画
- 住宅政策本部と福祉保健局が共同で策定

改定の基本的な考え方

- 『未来の東京』戦略や東京都住宅マスターplan、
第8期東京都高齢者保健福祉計画(R3-5)の策定等を踏まえた対応
⇒ 新たな整備目標数値のほか、新たな施策等について記載する。
- 地域包括ケアの考え方を踏まえた「住まい」の確保という視点を重視
⇒ 高齢者のための住まいの確保は、地域包括ケアシステム*1を構築する上での基本であり、高齢社会に対応し、高齢者の多様なニーズに応じた住まいの整備などを目指していくことを明確に示す。
*1 地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制
- 計画期間は、令和3年度から令和8年度まで
⇒ 計画期間の中間点である令和5年度に見直しを行う。

主な策定内容

○ 目標

【目標1】高齢者の多様なニーズを踏まえ、住み慣れた地域で暮らせる住まいの確保

- * 特別養護老人ホーム ⇒ 6万4千人分(令和12年度) <50,743人分(R3.3.1時点)>
 - * 認知症高齢者グループホーム ⇒ 2万人分(〃) <11,676人分(R3.3.1時点)>
 - * サービス付き高齢者向け住宅等*2 ⇒ 2万8千戸(令和7年度) <22,820戸(R3.3.1時点)>
 - * 居住支援協議会の設置 ⇒ 区市の2/3以上で設置(〃) <24区市(R3.3.1時点)>
- *2 サービス付き高齢者向け住宅、東京都高齢者向け優良賃貸住宅及び独立行政法人都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅等を指す。

【目標2】高齢者が安心して日常生活を営むために必要なサービスを提供する体制の整備

- * 在宅サービスの充実・在宅療養の推進、地域における相談支援体制等の整備 など

○ 主な施策等

➢ 施設や住まいの供給促進策

(サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進、特別養護老人ホーム等の整備促進、都住等の創出用地活用による福祉施設の整備促進 など)

➢ 民間賃貸住宅への入居支援

(居住支援協議会の設立促進、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進、生活支援付すまい確保事業 など)

➢ 高齢者向け住まいの質の確保

(サービス付き高齢者向け住宅の現地検査の実施、サービス付き高齢者向け住宅の医療・介護連携ガイドラインの運用 など)



高齢者保健福祉計画と同時改定